

第9回 伝統文化にふれる会

町の文化協会では、伝統文化を紹介して、文化・芸能の育成と継承に力を入れています。

【出演者】

「熊本市立必由館高校 和太鼓部」

- ・第33回全国高校総合文化祭の郷土芸能部門で最優秀賞に選ばれ、日本一となりました。
- ・30人の部員による、息の合ったエネルギッシュな太鼓と舞を披露します。

「子ども狂言」(菊池松囃子連)

- ・演目 竹生島参り

「益城神楽子ども教室」

- ・(勲)伝統文化活性化国民協会の委嘱を受け、練習に励んでいる町内の小・中・高校生。

「謡曲」(宮本卓海 御船高校2年)

- ・演目 岩船(喜多流)

問い合わせ先 町文化協会 (文化会館内・澤田) ☎286-1511

日時 2月20日(土)
午後1時 開場
午後1時30分開演(午後3時終了予定)
場所 町文化会館
入場料 無料



必由館高校和太鼓部のみなさん

かしこい消費者

●失業手当とは

雇用保険の被保険者(会社員)が失業した場合に、失業中の収入を保障し、再就職の促進を図るために失業保険があります。主な給付は基本手当(いわゆる失業手当)です。

基本手当は、働く意思と能力があっても職業に就くことができない(失業している)人が、求職活動を行っているときに支給されます。

●受給要件

①働く意思と能力がありながら仕事に就けず、積極的に求職活動を行っていること。

②離職日以前の2年間に被保険者期間が通算して12か月以上あること。ただし、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた場合は、離職の日以前1年間に6か月以上でよい。

●基本手当を受給できる期間

基本手当を受給できるのは、原則として離職から1年間です。退職後、事業主から交付される離職票を持ってハローワークに行き、「求職の申し込み」をし、7日間の待期間を経て支給されます。ただし、離職した理由が自己都合の場合などでは、待期間の後に3か月の給付制限があります。

基本手当が支給される日数を「所定給付日数」といいます。所定給付日数は、被保険者期間と離職の理由などで、もらえる上限の日

失業したとき

数が決まっています。例えば、自己都合で退職した場合や、定年退職の場合は、最長150日の基本手当を受けることができます。

倒産やリストラ等で解雇にあった場合などは、年齢、被保険者期間に応じて、所定給付日数が決まっています。この日数は、自己都合退職などに比べて長く、最長で330日です。

●非正規雇用・失業者への支援強化

厳しい雇用情勢が続く中で、非正規雇用労働者に対するセーフティネットの強化、失業者への再就職支援を強化するため、09年3月31日から、雇用保険制度が次のように改正されました。

【雇用保険の適用基準】

「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和。

【受給資格要件】

被保険者期間12か月を6か月(解雇等の離職者と同様の扱い)に緩和。

【給付日数を解雇等による離職者並みに充実】

3年間の暫定措置として、09年3月31日以降に労働契約が更新されなかったため、離職した有期契約労働者については、給付日数を解雇等による離職者と同様に支給。

(国民生活センター発行)

「100の豆知識」(9)